

株式会社オービーシステム

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オービーシステム と称し、英文ではO.B.S y s t e m I n c.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータのソフトウェア及びハードウェアに関する一切の事業
- (2) 労働者派遣事業
- (3) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪市 に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 株主名簿管理人を置いた場合は、当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社に社長 1 名を、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を置き、取締役会の決議により取締役の中より選定する。
2. 社長は、当社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 社長のほか、取締役会の決議により第 1 項の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(招集権者)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。
2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集する。

(招集手続き)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の 3 日前までに発する。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは前項の招集手続きを省略することができる。

(議長)

- 第 25 条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。
2. 社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
 3. 取締役会の会議の目的事項について、議長である取締役が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の取締役が議長にあたる。

(決議の方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数をもって行う。
2. 前項の決議につき、特別の利害関係を有する取締役は、その決議に加わることはできない。この場合その取締役の数は、前項の取締役の数に参入しない。
 3. 第 1 項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名をおこなう。

2. 欠席した取締役及び監査役には議事録の写し及び取締役会の資料を送付するものとする。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 常勤監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(招集手続き)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をおこなう。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役（常勤監査役である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(期末配当金)

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

2016年6月27日改定施行

2019年6月28日改定施行

2021年6月23日改定施行

2022年6月22日改定施行

2022年11月18日改定施行